

アーダール：Aadhaar 番号に係る重要なお知らせ（その2）

2017年12月15日

在チェンナイ日本国総領事館

インド政府が現在進めている、インド国内居住者（resident）に対する生体認証付き個人識別番号（アーダール：Aadhaar）と銀行口座の関連付け（linkage）義務化に関し、12月13日、インド財務省がアーダール番号の銀行への提出期限を2018年3月31日に延長する旨の通達を発出しましたので、関連情報と併せてご連絡致します。概要は以下のとおりです。

1 アーダール番号と銀行口座の関連付け

（1）インド財務省が6月に公表していた通達では、アーダール番号に登録資格がある（eligible to be enrolled）顧客については、口座開設から半年以内もしくは12月31日までに、同番号を銀行に提出することが義務づけられていました。

（2）しかし、インド財務省が12月13日に公表した通達によって、当該顧客によるアーダール番号及びPAN番号（もしくはForm 60（注））の銀行への提出期限は、2018年3月31日もしくは口座開設から半年後のどちらか遅い日付へと延長されることになりました。

（注）Form 60とは、所得税規則114B（Income Tax rule 114B）により、PAN番号を保有しない者が同規則で定められている取引（銀行口座の開設等）を行う場合に提出することとされている様式を指します。

（3）手続きがお済みでない方は、アーダール番号の申請手続きを速やかに行うことを、引き続きお勧めいたします。（登録方法については、インド固有識別番号庁（UIDAI）のホームページをご参照下さい）。

2 アーダール番号と携帯番号の関連付け

（1）インド政府は現在、携帯電話事業者によるアーダール番号を用いた契約者情報の再確認（期限：2018年2月6日）を進めていますが、インド通信省が12月1日に公表した通達によって、アーダール番号を取得していない外国人（foreign nationality）については、携帯電話ショップ等において、パスポートと査証により本人確認を再度行うこととされました。携帯電話事業者は、2018年1月1日までに、この再確認手続を実施できるようにしなければならないとされています。

（2）なお、法人契約については、再確認の対象外です。

今後もインド政府より新たな通知が発出される可能性があります。最新の状況は下記ウェブサイトにてご覧頂くことができます（アクセスが集中しており表示に時間が掛かる場合があります）。

(ご参考)

- インド財務省 : <http://www.finmin.nic.in/>
- インド準備銀行 (RBI) : <https://www.rbi.org.in/home.aspx>
- インド固有識別番号庁 (UIDAI) : <https://uidai.gov.in/>
- インド通信省 (電気通信局) : <http://www.dot.gov.in/>

(12月13日インド財務省通達)

<http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/180832.pdf>

(12月1日インド通信省通達)

<http://www.dot.gov.in/accessservices/procedure-re-verification-mobile-connections-respect-subscribers-foreign>

(お問い合わせ先)

○在チェンナイ日本国総領事館

No.12/1, Cenetoph Road 1st Street, Teynampet, Chennai 600 018, Tamil Nadu, INDIA

電話 : +91-44-2432-3860~3

(了)